

資料編

群馬県感染症対策連携協議会

協議会設置日 2023(令和5)年6月15日

群馬県感染症対策連携協議会 委員(計画策定時)

氏名	団体名・職名	在任期間
須藤 英仁	公益財団法人群馬県医師会 会長	R5. 6. 15～
川島 崇	公益財団法人群馬県医師会 副会長	R5. 6. 15～
佐野 公永	公益社団法人群馬県歯科医師会 常務理事	R5. 6. 15～
田尻 耕太郎	一般社団法人群馬県薬剤師会 会長	R5. 6. 15～
西松 輝高	一般社団法人群馬県病院協会 会長	R5. 6. 15～
萩原 京子	公益社団法人群馬県看護協会	R5. 6. 15 ～R5. 6. 22
神山 智子	公益社団法人群馬県看護協会	R5. 6. 22～
井田 伸一	一般社団法人群馬県臨床検査技師会 会長	R5. 6. 15～
齋藤 繁	国立大学法人群馬大学医学部附属病院 病院長	R5. 6. 15～
徳江 豊	国立大学法人群馬大学医学部附属病院 感染制御部長	R5. 6. 15～
林 俊誠	日本赤十字社前橋赤十字病院 感染症内科部長	R5. 6. 15～
古谷 忠之	一般社団法人群馬県老人福祉施設協議会 会長	R5. 6. 15～
服部 徳昭	公益社団法人群馬県老人保健施設協会 理事長	R5. 6. 15～
清水 聖義	群馬県市長会 会長	R5. 6. 15～
茂原 荘一	群馬県町村会 会長	R5. 6. 15～
清水 征己	群馬県消防長会 会長	R5. 6. 15～
大西 一徳	前橋市保健所長	R5. 6. 15～
後藤 裕一郎	高崎市保健所長	R5. 6. 15～
矢沢 和人	群馬県保健所長会 会長	R5. 6. 15～
猿木 信裕	群馬県衛生環境研究所 所長	R5. 6. 15～
唐木 啓介	群馬県健康福祉部 部長	R5. 6. 15～

(敬称略)

群馬県感染症対策連携協議会 オブザーバー

釜沼 敏	公益社団法人日本医師会 常任理事
------	------------------

(敬称略)

策定経過

群馬県感染症予防計画の策定の経緯は以下のとおりです。

群馬県感染症対策連携協議会における検討過程

開催年月日	内容
2023(令和5)年6月15日	第1回群馬県感染症対策連携協議会 ・新型コロナウイルス感染症対策の振り返りを行った。
2023(令和5)年6月30日 ～2023(令和5)年7月31日	医療措置協定締結に向けた事前調査を実施。
2023(令和5)年9月20日	第2回群馬県感染症対策連携協議会 ・群馬県感染症予防計画の素案を示し議論を行った。
2023(令和5)年11月17日	第3回群馬県感染症対策連携協議会 ・群馬県感染症予防計画の原案を示し議論を行った。
2023(令和5)年12月19日	第4回群馬県感染症対策連携協議会(書面開催) ・群馬県感染症予防計画のパブリックコメント案を示した。
2023(令和5)年12月20日 ～2024(令和6)年1月18日	パブリックコメントを実施。
2024(令和6)年2月9日	第5回群馬県感染症対策連携協議会 ・案とパブリックコメントの回答を示し、議論を行った。

用語集

番号	項目	説明
1	法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を指す。
2	P D C Aサイクル	Plan（計画）→Do（実施）→Check（検証）→Action（改善）により業務管理を行い、継続的に事業や施策の改善を図る方法。
3	感染症発生動向調査	国内における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表。
4	感染症発生動向調査体制	感染症発生動向調査を適切に実施するための体制。
5	感染症指定医療機関	法律で定められた特定の感染症に罹患した患者の入院治療を行う医療機関。
6	医師会等	県医師会、郡市医師会及び郡大医師会を指す。
7	患者等発生後の対応時	法第4章又は法第5章の規定による措置が必要とされる状態。
8	平時	患者発生後の対応時以外の状態。
9	患者等	患者のほか、無症状病原体保有者、感染症死亡（疑い）者の死体、疑似症患者、新感染症にかかっていると疑われる者若しくは新感染症の所見がある者のいずれかを指す。
10	無症状病原体保有者	感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないもの。
11	疑似症患者	一類、二類（急性灰白髄炎、ジフテリアを除く。）感染症、新型インフルエンザ等感染症の疑似症を呈す者で、法第12条の届出の対象となる者。
12	市町村	県内35市町村を指す。
13	健康危機管理	医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務。
14	県等	県及び保健所設置市を指す。
15	衛生環境研究所	群馬県衛生環境研究所を指す。

16	新型インフルエンザ等感染症等	新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)、指定感染症及び新感染症を指す。また、本計画では、新興感染症(番号25)という。
17	新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定にされる新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表のこと。
18	新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表等	法第36条の2第1項及び第63条の4に規定されるものを指し、法第44条の2第3項若しくは第44条の7第3項の規定による公表又は第53条第1項の規定により政令で定める期間の終了までのこと。
19	新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間	上記に記述する番号17が行われたときから番号18が行われるまでの間。
20	高齢者福祉施設	老人福祉施設。老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。
21	保険医療機関又は保険薬局	健康保険法第64条及び第65条に規定される保健医療機関を指す。
22	公的医療機関等	法第36条の2第1項に規定する公的医療機関等を指し、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国その他の法人が開設する医療機関であって厚生労働省令で定めるもの。
23	地域医療支援病院	医療法第4条に規定する地域医療支援病院を指す。
24	特定機能病院	医療法第4条の2に規定する特定機能病院を指す。
25	新興感染症	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を指す。
26	獣医療関係者	獣医師・愛玩動物看護師等を指す。

27	動物等取扱業者	法第5条の2第2項に規定する動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者を指す。
28	畜産農業者	乳用牛、肉用牛、馬、鹿、豚、いのぶた、いのしし、めん羊、やぎ、にわとりなどの飼養、ふ卵、育すうに従事するもの。
29	動物等	動物及びその死体を指す。
30	個別接種	市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う予防接種。
31	検案	医師が死体の外表を検査し死因等を判定すること。
32	知事等	県及び保健所設置市の長を指す。
33	積極的疫学調査	法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査のこと。
34	疑似症	法第14第1項に規定されるものを指し、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。
35	医療機関等	医療法第1条の2第1項に規定する医療提供施設をいう。
36	食品媒介感染症	食品により媒介される感染症。腸管出血性大腸菌感染症などがある。
37	感染症媒介昆虫等	感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等。
38	蚊を介する感染症	蚊媒介感染症。病原体を保有する蚊に刺されることによって起こる感染症のこと。主な蚊媒介感染症には、ウイルス疾患であるデング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、日本脳炎等がある。
39	野鳥等の死亡鳥類	死亡又は衰弱した野鳥等及びその排泄物。
40	HER-SYS	新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム。Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19。保健所等の業務負担軽減及び保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化を図るために開発

		され、2020年5月末から2023年9月30日まで運用された。
41	対人措置	法第4章に規定する健康診断、就業制限及び入院等の措置。
42	対物措置	法第5章に規定する消毒等の措置。
43	物件に対する措置	法第29条に定める措置。
44	建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置	法第32条及び第33条に定める措置
45	国立感染症研究所	厚生労働省の施設等機関。感染症に関する厚生労働行政施策についての科学的根拠の提供感染症健康危機の予防・防止と発生時の対応・対策を担う。
46	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	厚生労働省所管の独立行政法人。感染症・免疫疾患並びに糖尿病・代謝疾患等に関する研究や高度総合医療を提供するとともに、医療の分野における国際協力や医療従事者の人材育成を行う。
47	国立保健医療科学院	厚生労働省の施設等機関。保健、医療、福祉に係る職員などの教育訓練や、それらに関連する調査及び研究を行う。
48	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	内閣府所管の独立行政法人。医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行う。
49	薬剤耐性菌	薬剤耐性（特定の種類の抗菌薬等の抗微生物剤が効きにくくなる、又は効かなくなること）をもった細菌。
50	厚生労働省令	厚生労働大臣が法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、厚生労働省から発せられる命令。
51	検査等措置協定	法第36条の6第1項に定める民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定。
52	県医療審議会	群馬県医療審議会を指す。
53	医療審議会	都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。
54	二次医療圏	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第14号に規定する区域をいう。

55	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（COVID-19）による急性呼吸器症候群。
56	個人防護具	着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具をいう。
57	クラスター	小規模な患者の集団。
58	DMAT	Disaster Medical Assistance Teamの略。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのこと。
59	ECMO	Extra Corporeal Membrane Oxygenationの略。人工肺とポンプを用いた体外循環回路による治療。
60	基幹災害拠点病院	災害拠点病院は、大規模災害において発災初期より被災地内での迅速な医療活動の拠点となる病院。 基幹災害拠点病院は、各医療圏に対応する地域災害拠点病院の中心となる。
61	宿泊施設	法第44条の3第2項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第50条の2第2項に規定する宿泊施設をいう。
62	感染症対策物資等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
63	各種個人防護具	サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、滅菌手袋の5物資を指す。

64	I H E A T	Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略。感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。
65	外出自粛対象者	法第50条の2第1項又は第2項に規定される、新感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は新感染症の所見のある者で、居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められたものを指す。
66	I C M A T	Infection Control Medical Assistance Team の略。群馬県独自の取組として、高齢者施設、福祉施設、医療機関等において、入所者等に陽性患者が発生した場合に、施設内の感染拡大を防止するため、施設での感染対策の助言や支援を行う機動的なチームを設置。感染症指定医療機関の医師、看護師、業務調整員（感染症専門医、感染管理認定看護師及びDMA T等）及び保健所職員等で編成される。
67	実地疫学専門家養成コース	Field Epidemiology Training Program : F E T P。感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するためのコアとなる実地疫学者を養成するコース。
68	I C N	感染管理認定看護師で日本看護協会が認定。
69	F E T P - J	Field Epidemiology Training Program Japan の略。
70	D P A T	Disaster Psychiatric Assistance Team の略。自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。
71	特定病原体等	一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
72	生物テロ	生物剤(微生物であって、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するもの)がテロリストの兵器として使用される事案。

73	DOTS (直接服薬 確認療法)	Directly Observed Treatment Short course の略。患者が適切な用量の薬を服用するところを医療従事者等が目の前で確認し、治癒するまで経過を観察する治療方法。
74	高危険群	65歳以上の高齢者、各種の基礎疾患を有する者等を指す。
75	動物由来感染症	鳥インフルエンザをはじめとする同一の病原体により、ヒトとヒト以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症。人獣共通感染症。
76	ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携して解決に向けて取り組むことをいう。